

障害児通所支援事業所管理者 各位

成田市障がい者福祉課長

障害児通所支援における在宅での支援（代替サービス）の提供について（通知）

日頃より、本市の障がい福祉施策に対し、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害児通所サービス事業所の対応については、国の通知等において、感染防止に努めた上で事業を継続し、利用者に対し必要な支援が提供できるよう、柔軟な対応が求められているところです。

現在、本市では一部の小中学校が臨時休業になるなど、市内における新型コロナウイルス感染者数が急激に増加しており、職員や利用者に感染するおそれがあるため、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ない状況が生じています。

つきましては、令和2年2月20日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準の臨時的な取扱いについて（第2報）」において、「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能」としていることから、本市では、在宅での支援（代替サービス）を必要とする場合、下記のとおり取扱うこととしますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1. 在宅での支援について

障害児通所支援の利用者が、新型コロナウイルス感染症に感染することをおそれ、事業所を欠席する場合は、本通知にて示した対応をもって、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供したものとみなし、基本報酬の算定対象とすることを認めます。

つきましては、在宅での支援を提供する際は、支援の内容や方法について、あらかじめ保護者や利用者に丁寧な説明を行い、必ず同意を得てください。

また、在宅での支援の場合も、通所の場合と同等の利用者負担が発生することについても説明していただき、同意を得た上で実施してください。

2. 適用期間

令和4年1月17日（月）からの当面の間、適用することとします。

なお、終期は国の通知等をもとに決定し、別途通知します。

3. 提供期間前の提出書類

在宅での支援を行う理由等を「新型コロナウイルス感染症の対応に伴う在宅でのサービス実施報告書」（別紙1）に記入の上、原則として在宅での支援を行う前に成田市障がい者福祉課にご提出ください。（個人情報が含まれるため、窓口または郵送で提出してください。）

ただし、令和4年1月17日（月）から令和4年1月20日（木）までの期間に、事前に電話で本課に連絡した上でやむを得ず在宅での支援を行った場合などには、例外として在宅での支援を行った後に提出することを認めます。

4. 提供期間中の提出書類

- ①在宅支援等実施記録表（別紙2）
- ②個別支援計画書の写し（在宅での支援計画が記載されているもの）
- ③新型コロナウイルス感染症防止のための在宅支援に関する基本報酬の算定について（別紙3）

※翌月10日までに障がい者福祉課へ提出してください。（個人情報が含まれるため、窓口または郵送で提出してください。）

5. その他の留意事項

①在宅で支援する場合の個別支援計画を新たに作成し、計画に基づいた支援の内容や方法について、あらかじめ保護者に丁寧に説明を行い、サービス提供について保護者からの同意と、個別支援計画への記名・押印を得る（保護者本人による署名の場合は、押印の省略可）。

②事前に予定されていた当該利用者の利用日に、事業者が居宅への訪問や電話その他の方法で、（1）児童やその家族の体調等の状況や学校の状況等の確認、（2）当該児童の健康管理や相談援助など可能な範囲での支援提供を行い、「新型コロナウイルス感染症防止のための在宅支援に関する基本報酬の算定について」（別紙3）を用いて、当該相談等の内容について記録を行うこと。

なお、（1）のみを行った場合は、算定の対象外とする。

※ 電話その他の方法については、保護者や本人の声や表情から思いをくみ取り、必要な助言等を行うことが望ましいことから、原則として居宅への訪問やテレビ通話等による方法を優先することとする。

※ 報酬の対象となるサービス内容の例

- ・ 自宅で問題が生じていないかの確認
- ・ 利用者及び保護者等の心身の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない保護者や利用者との個別のやり取りの実施
- ・ 在宅で実施できるプログラムや課題の提供及びその進捗状況等の評価
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

※ 報酬の対象とならないサービス内容の例

- ・ 同一の内容をメール等で利用者に一斉送信する。
- ・ 個別にメールを送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないまま放置する。
- ・ 保護者が単にリモートでの支援を希望する場合や、一時的な保護者都合により提供した場合。

【問い合わせ先・提出先】

〒286-8585 成田市花崎町 760

成田市障がい者福祉課

TEL 0476-20-1539

FAX 0476-24-2367

E-mail shofuku@city.narita.chiba.jp